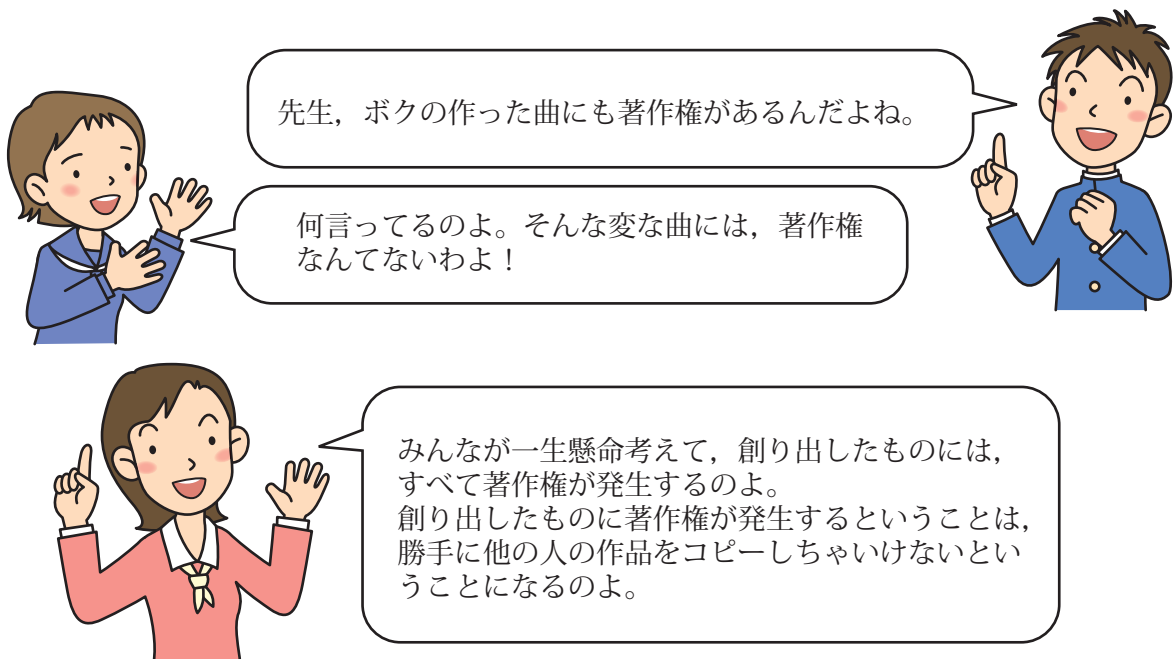


## 中学校

## 作曲などの創作活動をする

即興の旋律や作曲など、音楽の創作活動を行った際、その制作したものには著作権が発生することを意識させ、同時に他人の著作物を尊重する姿勢を身につけさせる事例。「段階的指導モデル」における「A」に該当する事例である。

## 5分の指導でモチベーションが高まる



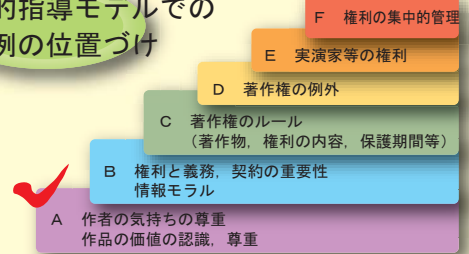
## 「著作権教育」の学習のねらいと指導のポイント

- 指導のタイミングとして、音楽の創作活動の最後に行う。
- どのような作品であっても、自分が考えて創り出したものには著作権が発生することを確認させる。
- 自分の作品が無断でコピーされたり、改変されたら、どのように思うかを考えさせることを通して、他人の著作物の扱い方について考えさせる。

## 他の教科への応用例

- 美術の絵画や彫刻、技術・家庭の木工作品や被服制作、保健体育の創作ダンスなど、創作活動を行う学習に応用できる。

## 段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



### こうして押さえよう！ ① まとめの一言

**choice ①** 「この授業で創ったみなさんのそれぞれの作品に著作権が発生します。」

どのような作品であっても、自分が考えて創り出したものには著作権が発生することを確認させる。

**choice ②** 「著作権が発生するということは、勝手に他の人の作品をコピーしたり、アレンジしたりすることができないということになりますので、気をつけましょう。」

他人の著作物への扱い方、尊重を考えさせる。

### こんな風に語りかけたい！ ② 具体的な展開例

- 創作活動をする学習場面は音楽や美術などで多くあるが、その活動の中での創作物に関して著作権を意識することは意外と少ない。一方、他人の音楽データの不正コピーなど、著作権違反が問題となっている現状があるので、「創作物」、「著作権」、「違反」をまとめて理解させたい。
- 自分が時間をかけて一生懸命に創作した作品を、他の人が勝手にコピーして、その人の名前で公表されたらどう思うか。また、他の人が勝手に自分の作品をアレンジして、自分が創ったようにして公表されたら、どう思うか。それぞれ自分に置き換えて、作者の気持ちになって考えさせる。
- さらに時間があれば……同一性保持権などの著作人権について扱い、公表したことともなう著作権の問題についてもふれる。

### この事例の実践に参考となる教材・資料

(社) 著作権情報センター「はじめての著作権講座」(著作者にはどんな権利がある?)

<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html>

(社) 日本音楽著作権協会「JASRAC について」(著作人権)

<http://www.jasrac.or.jp/profile/copyright/person.html>

著作者にはどんな権利がある？

「人格的な権利と財産的な権利の二つ」  
 著作者の権利は、人格的な利益を保護する著作人権と財産的な利益を保護する著作権(財産権)の二つに分かれます。

著作人権とは、著作者だけが持っている権利で、譲渡したり、相続したりすることはできません。本人が死んだ後も、その権利は著作者の死によって消滅しますが、著作者の死後も一定の範囲で守られることになっています。

一方、財産的な意味の著作権は、その一部又は全部を譲渡したり相続したりできます。ですから、そうした場合の著作権者は著作者ではなく、著作権を譲り受けたり、相続したりした人ということになります。

参考文献：著作権法第17条

| 著作者とは   | 著作人権   |
|---|--|
| 著作者<br>著作物を創出した者、即ち共同著作物については、共同で創作に寄与した者全員が一つの著作物の著作者となる | 著作人権<br>① 法人著作(職務著作)<br>次の要件を満たす場合には、法人等が著作者となる<br>1) 法人等の発意に基づいて<br>2) 法人等の業務に従事する者が職務上作成するもの<br>3) 法人等が自己の名義で公表するもの<br>4) 作成時の契約、勤務規則に別段の定めがないこと |

| 著作者の権利   | ● 著作人権   |
|--|--|
| 公表権<br>自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決定することができる権利 | ● 著作人権<br>① 公表権<br>自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決定することができる権利 |
| 氏名表示権<br>自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示することができる権利                                  | ② 氏名表示権<br>著作物に氏名を表示するかしないか、表示する場合に本名を表示するかペンネームを表示するかを決定することができる権利                    |
| 同一性保持権<br>自分の著作物の内容又は題名を自分の意に反して勝手に改変されない権利                                | ③ 同一性保持権<br>著作物の形式、変更、削除などを認めない権利  |

JASRAC

著作人権とは

著作人権とは、それを創出した人の人格を保護したとも言うことができ、著作物がどのように利用されるか、単に、経済上の問題にとどまらず、著作者の人格的な問題にもかかわってきますので、著作権法では著作人権として次の3つの権利を定めています。

- 公表権  
著作物を公表するかしないか、公表するとすればどのような方法で公表するかを決定することができる権利。
- 氏名表示権  
著作物に氏名を表示するかしないか、表示する場合に本名を表示するかペンネームを表示するかを決定することができる権利。
- 同一性保持権  
著作物の形式、変更、削除などを認めない権利。

著作人権 (人格的・自由的な創作活動に対する権利)

公表権 氏名表示権 同一性保持権 著作物の複製・変改・削除

音楽で「著作人権」が問題になるケースとして「替え歌」が典型的な例ですが、著作権者に無断で替え歌をするのは「同一性保持権」を侵害することになります。「著作人権」は、著作権だけが持っている権利で、著作権者以外で替え歌をするのは、JASRACも著作人権の問題には関与できません。

著作権法では、著作人権として「公表権」「氏名表示権」「同一性保持権」の3つの権利を定めていますが、著作者の必要・希望を尊重する上での著作物の利用は著作人権を侵害する行為とはなりません。